

指定訪問介護重要事項説明書

(静岡県指定 2271100808 号)

社会福祉法人炉暖会 ホームヘルプセンター炉暖の郷

はじめに

当事業所は介護保険の指定を受け、ご契約者に対して指定訪問介護サービスをご提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上のご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は条件により可能です。

目 次

- 1、 事業所名
- 2、 事業所の概要
- 3、 職員の配置状況
- 4、 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担割合等
- 5、 利用の中止と追加・変更
- 6、 苦情の受付について
- 7、 個人情報の使用等及び秘密保持
- 8、 第三者評価実施状況報告
- 9、 緊急時、及び事故発生時の対応

1、事業所名

法人名	社会福祉法人 炉暖会		
法人住所	静岡県沼津市足高字尾上 24 番 24	電話番号	055(927)3939
代表者名	理事長 後藤 政美		
設立年月日	平成15年1月6日		

2、事業所の概要

事業所の種類	指定訪問介護事業所		
事業所名	ホームヘルプセンター炉暖の郷		
事業所の所在地	静岡県沼津市足高字尾上 24 番 24	電話番号	055(927)3939
開設年月日	平成15年8月15日		
事業所の目的	指定訪問介護は、介護保険法に従い、利用者（契約者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。		
管理者氏名	後藤 政美		
当事業の運営方針	利用者の、個々の人間性を尊重した生活介護を基本とし、利用者個人の生活が快適に且つ在宅生活の心身の機能維持等がはかれるよう、よりよい在宅ケアに努めます。また居宅介護支援事所等との密接な連携を図ります。		
通常の事業の実施地域	沼津市の区域（戸田、静浦、内浦、大平地区を除く）		
営業日	週6日（月曜日～土曜日）、ただし日曜及び12/30～1/3までを除く		
受付時間	月～金 8時30分～17時30分		
サービス提供時間	月～土 8時30分～17時30分		

3、職員の配置状況

ホームヘルプセンター炉暖の郷では、ご利用者に対してホームヘルプサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

【主な職員の配置状況】 () 内は他事業との兼務可

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1、管理者	(1)			(1)
2、サービス提供責任者	2		2	1
3、訪問介護員	4	1	4. 2	2. 5
介護福祉士	4	1		
ヘルパー 1 級				
ヘルパー 2 級				

*職員の配置については、指定基準を遵守します。 R 3. 4. 1 現在

4、当事業所が提供するサービスと利用料金、負担割合等

①介護保険給付対象となるサービス（以下のサービス）

◇身体介護が中心である場合

	種 類	内 容
身 体 介 護	入浴介護	・ ご家庭の風呂を利用しての入浴介助、又は入浴困難な方には清拭等の身体保清を行います。
	排泄介助	・ 排泄の介助、オムツ交換、トイレ介助を行います。
	食事の介助	・ 食事の摂取介助を行います。
	体位交換・移動 ・ 移乗・外出介助	・ 離床、移動、外出介助等を行いません。
	自立生活支援・ 重度化防止のため の見守りの援助	<p>* ご利用者が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促します。</p> <p>* ご利用者と一緒に手助けや声かけ、見守りをしながら行う、掃除、整理整頓、衣類の整理・被服の補修、調理、配膳、後片付け（安全確認の声かけ、疲労の確認も含みます）</p> <p>* 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守りを行います）</p> <p>* 洗濯物を一緒に干したり、たたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。</p> <p>などの項目があり、日常生活を営む機能を高める観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等を行います。</p>

◇生活援助が中心である場合（※身体介護以外のすべての援助）

生 活 援 助	調理	・ ご利用者の体調・状況に合わせて調理を行います。
	洗濯	・ ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	・ ご利用者の居室の掃除、環境整理を行います。 (庭等の敷地の掃除は行いません。)
	買い物	・ ご利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。 ・ (預貯金の預け入れ、お引出しはいたしません。)
	その他	・ ご利用者の生活自立に必要と思われる家事援助。

②利用料金

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時～午後6時まで）での料金はつぎのとおりです。

◇基本料金

援助項目	時間	基本 単位数	特定事業 所加算Ⅱ 合成 単位数	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ 単位数	介護職等 特定処遇 改善加算 Ⅰ単位数	地域区分 単価 10.21円	基本 利用料	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
身体介護 (身体01)	20分未満	167	184	25	12	10.21	¥2256	¥226	¥452	¥677
身体介護 (身体1)	20分以上30分 未満	250	275	38	17	10.21	¥3369	¥337	¥674	¥1011
身体介護 (身体2)	30分以上1時 間未満	396	436	60	27	10.21	¥5339	¥534	¥1068	¥1602
身体介護 (身体3)	1時間以上	579	637	87	40	10.21	¥7800	¥780	¥1560	¥2340
	579単位に30 分を増すごとに +84単位	84	92	13	6	10.21	¥1133	¥114	¥227	¥340

援助項目	時間	基本 単位数	特定事業 所加算Ⅱ 合成 単位数	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ 単位数	介護職等 特定処遇 改善加算 Ⅰ単位数	地域区分 単価 10.21円	基本 利用料	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
生活援助 (生活2)	20分以上45分 未満	183	201	28	13	10.21	¥2470	¥247	¥494	¥741
生活援助 (生活3)	45分以上	225	248	34	16	10.21	¥3042	¥305	¥609	¥913

援助項目	時間 (20分から起 算して25分ご とに+67単位)	基本 単位数	特定事業 所加算Ⅱ 合成 単位数	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ 単位数	介護職等 特定処遇 改善加算 Ⅰ単位数	地域区分 単価 10.21円	基本 利用料	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
身体介護 に引き続	20分以上	67	74	10	5	10.21	¥908	¥91	¥182	¥273
き生活援 助を行っ	45分以上	134	147	20	9	10.21	¥1796	¥180	¥360	¥539
た場合の 加算	70分以上(201 単位を限度)	201	221	30	14	10.21	¥2705	¥271	¥541	¥812

援助項目	時間	基本 単位数	特定事業 所加算Ⅱ 合成 単位数	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ 単位数	介護職等 特定処遇 改善加算 Ⅰ単位数	地域区分 単価 10.21円	基本 利用料	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
身体介護・生活援助混合	20分以上30分未満の身体介護に生活援助20分以上45分未満 (身体1生活1)	317	349	48	22	10.21	¥4277	¥428	¥856	¥1284
	20分以上30分未満の身体介護に生活援助45分以上70分未満 (身体1生活2)	384	422	58	27	10.21	¥5176	¥518	¥1036	¥1553
	30分以上1時間未満の身体介護に生活援助20分以上45分未満 (身体2生活1)	463	509	70	32	10.21	¥6238	¥624	¥1248	¥1872
	30分以上1時間未満の身体介護に生活援助45分以上70分未満 (身体2生活2)	530	583	80	37	10.21	¥7147	¥715	¥1430	¥2145

*新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せをする対応となります。対象期間が9月末までと短期間であるため、上記、基本料金表には含まれておりません。

- ※ 「サービス提供時間」は、そのサービスを実施するために、国で定められた標準的に必要な所要時間です。
- ※ 上記のサービス料金は、実際のサービス提供時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費より計算されます。
- ※ 二人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合は、ご利用者の同意の上で通常利用料金の2倍の料金を頂きます。
- ※ ご利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、居宅サービス計画書（ケアプラン）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供書」を交付します。
- ※ 介護保険制度改定により、負担割合証による負担割合1割、2割又は3割になります。介護保険給付対象となるサービスについては、介護報酬の90%、80%又は70%が介護保険から給付されますので、10%、20%又は30%がご利用者の「自己負担」となります。
 - 1割負担の方は、介護報酬の90%が介護保険から給付されますので、10%がご利用者の負担となります。
 - 2割負担の方は、介護報酬の80%が介護保険から給付されますので、20%がご利用者の負担となります。
 - 3割負担の方は、介護報酬の70%が介護保険から給付されますので、30%がご利用者の負担となります。
- ※ 地域区分として沼津市は「7級地」であるため合計単位数に10.21円乗じられます。
- ※ 基本料金表の特定事業所加算Ⅱ合成単位数は、上記基本単位数に特定事業所加算Ⅱ 10%が加算された単位数が表示されています。
- ※ 上記、特定事業所加算Ⅱ合成単位数に、介護職員処遇改善加算Ⅰ 13.7%、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 6.3%が加算され基本料金表には加算された単位数が表示されています。
- ※ 特定事業所加算Ⅱ合成単位数、介護職員処遇改善加算Ⅰ単位数、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ単位数を足した合計の単位数に10.21円乗じて、計算したものが基本利用料となります。
- ※ 上記、基本料金は1回の利用を目安にした金額を表示しています。1か月の合計で計算した場合等、端数処理の関係で、誤差が生じる場合があります。

◇加算 *要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

加算名称	介護報酬単位	利用者負担金		算定回数等
初回加算	200	1割	¥205	初回のみ
		2割	¥409	
		3割	¥613	
緊急時訪問介護加算	100	1割	¥103	1回の要請に対して 1回
		2割	¥205	
		3割	¥307	
早朝・夜間の訪問	所定単位数の25%を加算	左記額の1, 2又は3割		1回あたり
深夜の訪問	所定単位数の50%を加算	左記額の1, 2又は3割		1回あたり
特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の20%を加算	左記額の1, 2又は3割		1回あたり
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%を加算			
特定事業所加算Ⅲ	所定単位数の10%を加算			
特定事業所加算Ⅳ	所定単位数の5%を加算			
特定事業所加算Ⅴ	所定単位数の3%を加算			
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の13.7%を加算	左記額の1, 2又は3割		1月につき
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の6.3%を加算	左記額の1, 2又は3割		1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1割	¥103	1月につき
		2割	¥205	
		3割	¥307	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	1割	¥205	1月につき
		2割	¥409	
		3割	¥613	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	1割	¥3	1日につき
		2割	¥6	
		3割	¥9	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	1割	¥4	1日につき
		2割	¥8	
		3割	¥12	

- ※ 上記、利用者負担金は目安の金額を表示しています。端数処理等の関係で、誤差が生じる場合があります。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成したご利用者様に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。
- ※ 早朝・夜間・深夜の訪問。平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・早朝：午前6時から午前8時までは25%増し
 - ・夜間：午後6時から午後10時までは25%増し
 - ・深夜：午後10時から午前6時までは50%増し
- ※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や訪問介護員等への研修や技術指導、サービス提供時の留意事項についての文書等による確実な指示、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。
- ※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰは、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的とした制度です。その取り組みを行う事業所に認められる加算です。

◎介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。変更の際は、新しい利用料を書面でお知らせします。

③介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス又は介護保険外のサービスを受ける方。
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者負担となります。介護保険外のサービスの方も全額負担。

④料金のお支払い方法

前記①、②の料金・費用は、1ヶ月ごと計算しご請求しますので、翌月25日まで以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア、指定口座へのお振込み（振込料はご負担願います。）

南駿農協 金岡支店 普通 302876 社会福祉法人 炉暖会
理事長 後藤 政美

イ、事業所へ直接現金払い

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間に事務所窓口でお受けいたしますが、なにとぞ金融機関でのお支払いをご利用ください。

ウ、口座引き落とし

ご利用者様、又はご家族様の口座から自動引落とし(毎月27日、休日の場合は翌営業日)金融機関は問いません。引落日前までにご入金をお願いいたします。

※農協口座の引落は毎月25日、休日の場合は翌営業日となります。

5、利用の中止、変更、追加

○炉暖の郷と契約と契約をされているご利用者は、利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、サービス利用を中止又は、変更、もしくは新たなサービスの利用の追加をすることができます。この場合には、サービスを受ける前日までに申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として「介護保険自己負担相当額」をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、ご利用の期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日等を提示し協議いたします。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既
に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6、苦情の受付について

当事業所の苦情の受付やご相談

苦情受付担当

○ホームヘルプセンター炉暖の郷 サービス提供責任者 河野 吉明 ・ 常峯 初代
電話番号 電話番号055(927)3939

○受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

○上記の苦情受付以外にも、各関係機関に苦情相談受付窓口が設置されています。

- ・沼津市役所 長寿介護課 055-934-4835
- ・静岡県国民健康保険団体連合会（国保連） 054-253-5590（苦情専用）
- ・静岡県福祉サービス運営適正化委員会（静岡県社会福祉協議会 内）054-653-0840

7、個人情報の使用等及び秘密保持

利用者の個人情報につきましては、必要な範囲において使用、収集致しますが、事前に個人に関する取り扱いについての説明と同意を行います。個人情報の利用目的を変更する場合にはあらかじめ通知し同意を得るものとします。また、知り得た情報につきましては秘密義務のもと、業務を行い、職から離れた場合、退職後も同様に行うものとします。

8、第三者評価実施の状況

直近の第三者評価実施状況は下記の通りです。

実施日 H19年9月21日

実施した評価機関の名称 日本社会福祉会静岡県支部

評価結果の開示場所 静岡県社会福祉士会ホームページ

9、緊急時、及び事故発生時の対応について

サービスの提供中、または提供により利用者の容態に急変が生じた場合、または事故が発生した場合、そしてその他の緊急事態が生じたときは、速やかに救急隊、主治医、協力医療機関、市町村、利用者の担当居宅介護支援事業所、ご家族等へ連絡し必要な措置を講ずるものと致します。

年 月 日

指定訪問介護サービスの提供につき、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所	法人所在地	静岡県沼津市足高字尾上24-24
	法人名	社会福祉法人炉暖会
	代表者名	理事長 後藤政美
	事業所名	ホームヘルプセンター炉暖の郷
	説明者氏名	サービス提供責任者
		(印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者	住所		
	氏名		
代筆者	氏名		続柄等
		(印)	

代理人	住所		
	氏名		
		(印)	